

官内省

昭和三年八月二十一日

皇太子皇太后御田中御事

宗拜寮藤巻菊雄 外平 兼昌

田中御事 八月二十一日

皇太子御田中御事

皇太子御田中御事 八月二十一日

皇太子御田中御事

丙 昭和三年八月二十一日

丙 昭和三年八月二十一日

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



宗拜寮藤巻



東京都事務官 稻垣三郎 叙位の件

昭和三年三月五日 皇太子御田中御事
皇帳記入四月九日

官内省

昭和二十二年三月五日

昭和二十二年三月五日

内閣

東京府事務官稲垣三郎叙位の件

昭和二十二年三月五日

東京府事務官稲垣三郎叙位の件

東京府事務官稲垣三郎叙位の件

昭和二十二年三月五日

東京府事務官稲垣三郎叙位の件



東京都事務官稲垣三郎叙位の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年三月五日

内閣總理大臣 吉田 茂



人内位第一口 號

案起

昭和二十二年三月

日

裁可昭和二十二年三月五日施行

決定昭和

年

月

日

施行

昭和

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官

内閣書記官



内閣書記官



件 東京都事務官 稻垣三郎 叙位の

昭和二十年八月二十八日付

内閣

内閣

昭和二十二年八月二十八日付

東京府事務官 齋藤三郎 叙任

内閣懸紙大出

内閣書頭官

内閣書頭官

入付書 10 張

案

昭和二十二年 三月

東京府時 本 日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

日

内閣第一〇

叙從七位

昭和二十年八月二十八日
叙高等官七等

東京都事務官正八位

稻垣

垣

三

郎

右文武官叙位進階内則第一條ニ依リ謹テ 奏ス

昭和二十二年二月

日

内務大臣

植原

悦二郎



新傷死

死亡証明書



極第二九〇四隊

陸軍中尉

稻垣

三郎

明治卅六年八月廿八日生

留守業務局長の通牒により中華民國武昌第一五九兵隊病院で昭和二十年八月二十八日時刻不明戦傷死したことを証明する

昭和二十一年八月十六日

東京地方世話部長

大平

秀雄

右は死亡届書に添付の死亡証明書の記載と相違ないことを証明する
昭和貳拾壹年十月二日

東京都豊島區長

藤岡

和三郎

「印」

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下

御清書 昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下 御清書 昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下

御清書 昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下 御清書 昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下 御清書 昭和二十年八月二十一日

昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下

御清書 昭和二十年八月二十一日

東京海軍監獄長 藤岡 時三 閣下

防空總本部

昭和二十二年二月 日

内務大臣官房人事課長



内閣官房人事課長殿

東京都屬稻垣三郎を東京都事務官に任用するよう別途上奏されたが
同人は昭和二十年八月二十八日戦死したものであるから特に生前の
日附を以て發令願いたい
なお同人の死亡證明書は陸軍中尉と記載してあるも東京地方世話部
長を通じて調査した處同人の陸軍中尉に任官月日及び相當位の從七
位に叙せられた事實も判明しないから申添える

〆次書を呈せし事及び此際申渡され
 申渡されし事等〆次書同人の類軍中
 〆次書同人の類軍中〆次書同人の類
 〆次書同人の類軍中〆次書同人の類
 〆次書同人の類軍中〆次書同人の類
 〆次書同人の類軍中〆次書同人の類

内閣官人奉給書

昭和二十二年二月一日

内閣大印官人奉給書



内務大臣 甲第

號

別紙 稻垣三郎 叙位ノ件

上奏書進達ス

昭和二十二年二月一日

内務大臣 植原虎二郎



内閣總理大臣 吉田茂殿



丙 發第九四〇號

一 東京御事務官 正八位 稻垣 三郎

右の者に八月三日附で敍位がありましたから通知し
ます位記は追つて送ります

昭和三十年四月二十八日

宗秩寮總裁侯爵 松平 康昌

内務大臣 植原 悦二郎 殿

官 内 省

内閣懸掛大臣

内務大臣

昭和三十年二月二日

土奏書並封

照 録

宮内省

内務大臣 齋藤新三郎

宗務寮 藤村 松平 環 昌

昭和二十三年 四月二十八日

右の者に於ての御返り申上り

一 東京 藤村 松平 環 昌 御返り申上り

丙 發第 八四〇 號

一 従七位 稻垣 三郎 外四名

右の者の位記を送りますからよろしくお取計らい願いたい

昭和二十三年 九月二十六日

宮内府長官 松平 慶民

内務大臣 木村 小左衛門 殿

昭和二十三年 甲子 三五号

無号 稻垣 三郎

宮内府

厚生技師谷口正弘外三名叙位の件

立案 昭和 年月 日
決裁 昭和 年月 日

為位課長



宗技審議裁



昭和三年三月五日
疊帳記入四月十六日

官内省

官内訊

無子 蘇野 三郎
" 一田 大
" 五十 六
" 大 三 女
昭和三年甲午三月十一日

内務省次官 蘇野 三郎 内務 省

官内 課長 官 蘇野 三郎 平 平 齋 員

昭和三年三月十一日

本署の審議の経過を詳述するに依りて

一 蘇野 三郎 氏 蘇野 三郎 氏 蘇野 三郎 氏

丙 蘇野 三郎 氏

